

私たちの活動や意見を
仲間で共有します
会費は県と日本平和委
員会の活動も支えます

土浦平和の会ニュース

発行：土浦平和の会
事務局：土浦市神立町2664
ホームページ：//heiwatutiura.
web.fc2.com/

緊急事態条項をご存知ですか 自民党改憲草案の危険を知ろう

緊急事態条項を考える学習会
9月30日（金）14時～17時
講師：尾池誠司弁護士
会場：コープ土浦店2階
参加費：無料

先の参院選の結果、自民・公明与党はいつでも「憲法改正」の発議をすることができる状況となりました。

安倍首相は、「改憲は自らの使命」とまで言い切っています。自民党が4年前に党議決定した改憲草案には、9条の改悪を始めとして「戦争ができる国造り」と「国民の人権を制限する」条項が数多く提案されていますが、あまり知られていない条項があります。それが改憲草案第98条、99条の「緊急事態」条項です。条文は別記をご参照ください。

98条は、「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等

による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態」において、内閣総理大臣は、「緊急事態の宣言」を発することができる」と規定しています。しかも緊急事態は、最大で百日間継続し、延長も可能とされるなど、異常に長期に渡る「戒厳」状態（三権の全部又は一部を首相＝軍に委ねる状態）を想定しています。明治憲法にもあったこの条項の創設は、3・11を受けて改憲派が盛んに強調してきたものです。万人受けする「大規模災害」を口実として、有事に国民の人権を停止・制限し、独裁的に権力行使ができる仕組みをねらっているのです。

第99条では、緊急事態が発せられると「法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる」と規定しましたが、これは「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」とした現行憲法第41条に真っ向から抵触する事となります。

さらに同3項は「何人も…国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない」としました。これについてのQ&Aは、「『国民保護法』では、国民への要請は（現行憲法

の制約上）すべて協力を求めるという形でしか規定できなかったが新憲法案では国民の遵守義務とした」と説明しています。

法律に基づかないで国民の権利を侵すこととなり、法治主義のルールが骨抜きになるばかりか、付随する法案では、罰則規定も想定されます。

第99条3項の後半で、「基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない」としていますが、Q&Aでは、「大きな人権を守るために、必要な範囲でより小さな人権がやむなく制限されることもあり得る」と解説しているのです。

【自民党改憲草案：第9章 緊急事態（新設）】
第98条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。
2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、

事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 (略)

4 (略)

第99条 緊急事態お宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は、財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、…基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されな

なければならない。

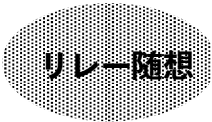
4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

安保条約廃棄、平和憲法擁護、いのちと暮らしを守る10・21 県南大集会

**10月21日(金) 18:00~集会
18:30~パレード**

**会場：つくば市竹園近隣公園
主催：大集会実行委員会**

茨城県議会の会派代表の詐欺ともいえる行為について報告させていただきます。要するに、嘘をついてガソリン代や高速料金等を受け取っている行為です。いうまでもなくお金の出所は県民の税金ですから、少ない金額であっても不正請求は許すことはできません。



各県議が公用で自家用車を使用する場合の交通費は政務活動費の規定で決められています。行き先、走行距離をkm当たり24円で計算した金額(ガソリン代)や高速料金を申請すれば無条件にお金が入ります。宿泊をとまなう県外視察でも報告書は必要ありません。茨城県議会は性善説で成り立っているのでしょうか。

いくつかの例を紹介します。彼は「JAいばらき会長と懇談、県南地域の首長とつくば市で懇談」という理由で交通費を受け取っていましたが、事実上、公党代表が主催した新春の集いで懇談でありました。さらに、

「潮来市の液化化視察」を理由の請求ではありますが、真実は潮来市長選の応援でありました。「ひたちなか市長と懇談」ですが、市長選の推薦状を渡すのが目的でした。

彼は詳細な行動日誌を毎日ホームページに載せています。その中に新春の集いや応援演説、推薦状を手渡している写真が見つかったのです。彼の交通費申請の理由は嘘であるということ、彼のホームページが暴いてくれたのです。オンブズマンにこれらのことを指摘され、お金は返済しましたが、詐欺行為で不正に税金を

公党代表の詐欺行為

取得し、ばれたから金を返すでは済まされません。彼は、2014(H26)年、年間走行距離37,697kmのうち、26,689km分をガソリン代として約64万円を請求しましたが、車両はプリウス(25km/ℓ超)で各月のガソリン代を考慮して計算すれば約47万円浮いたこととなります。ちなみにプリウスはリースで半額は税金からです。4年に一度安価な費用で新車に乗り換えであります。2015年度分は間もなく調査を開始します。

(古沢 喜幸)